

◆日本国内に住所がなく、国内居住要件の例外に該当する場合の添付書類について◆

例外該当事由		証明書類
1	外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
2	外国に赴任する被保険者に同行する人	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
3	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人	査証(ビザ)、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
4	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた人であって、2.と同等と認められる人	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
5	1.から4.までに掲げる人のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる人	個別に判断しますので健康保険組合へお問い合わせください。

※書類等が外国語で作成されている場合、翻訳者の署名がされた日本語訳も添付。